

事務連絡
令和2年9月4日

セルフプラン作成者各位

福井市障がい福祉課長

本市における新型コロナウイルス感染症に係る
障害支援区分の認定等の臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症について福井県感染拡大警報が発令されているところですが、面会を伴う障害支援区分認定調査においては、「新型コロナウイルス感染症に係る障害支援区分の認定等の臨時的な取扱いについて」(令和2年4月15日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部事務連絡)が発出されており、本市においても下記のとおり臨時的に障害支援区分の認定等の有効期間の延長措置を取り扱うことを可能としています。

なお、この取扱いは極めて例外的なものであり、国の動向等により変更が生じる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

また、終了期間については今後の状況を鑑みて判断し、通知等でお知らせいたします。

記

実施内容

認定調査が困難であると認められた場合に限り、当該申請者の従来障害支援区分の認定有効期間に新たに12か月を合算する。

(1)対象者

下記のいずれにも該当する方

- ① 更新申請であること
 - ② 新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から、面会が困難な場合
- ※ 延長の希望がある場合には、障がい福祉課にお知らせください。

(2)有効期間の延長期間 12か月

(3)延長措置の申請方法

- ・ 障害支援区分認定の更新申請 様式第1号(第2条関係)
- ※ 記入例をご参照ください。

問合せ
福井市障がい福祉課 サービス係
TEL 20-5435
FAX 20-5407